教職員の懲戒処分について

- 1 職員の所属・職階・年齢等 丸亀市内の公立中学校 教諭 25歳 男
- 2 発令内容戒告
- 3 発令年月日 令和6年4月23日

4 発令理由

令和6年2月12日、外出先で偶然出会った所属校の女子生徒1名と丸亀市内の島へと渡り、島内において、同生徒とサイクリングを行った後、帰りのフェリーから降りる際に同生徒の手を握った。

また同日、飲食店において、同生徒及びその保護者と食事を共にし、保護者に自身の食事 代約2,000円を支払ってもらった。

かかる行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当すると認められる。 なお、当該職員は、令和5年3月にも、勤務時間外において、女子生徒から相談を受ける 目的で同生徒を自家用車に同乗させ、また、相談に対応するに当たり、同生徒を励ます目的 で頭部をなでる等の身体接触を行うなどの不適切な指導を行い、同年7月に丸亀市教育委員 会より指導を受けている。